

I 加入と脱退に関すること

Q1 信用金庫に勤めたときは、必ず信用金庫年金に加入するのですか？

A1

当基金に加入している事業所に採用され、厚生年金の被保険者となったときは、自動的に当基金の加入員になります。基金の加入員の資格は厚生年金保険法により「基金が設立されている事業所に使用されることになった場合、厚生年金被保険者の資格を取得すると同時に基金加入員の資格を取得します」と定められています。

Q2 加入員の年齢制限はありますか？

A2

厚生年金保険の被保険者資格年齢は70歳未満です。当基金の基本部分は国の老齢厚生年金の代行相当部分であるため、基本部分は70歳になるまで、基金独自の年金である加算部分は65歳になるまで加入できます。⇒基本部分、加算部分については「信用金庫年金のしくみ(3頁参照)」をご覧ください。

Q3 現在加入している信用金庫年金の制度から脱退することはできますか？

A3

厚生年金保険法により「基金の設立事業所に使用される厚生年金保険の被保険者はすべて基金の加入員となる」と定められているため、当基金に加入している設立事業所に勤務している方が下記の資格喪失事由に該当する以外に基金を脱退することはできません。

1. 死亡したとき
2. 設立事業所に使用されなくなったとき
3. 厚生年金保険法第12条(適用除外)に該当するに至ったとき
4. 70歳に達したとき

